

広域消防応援と 緊急消防援助隊

1. 消防の広域応援体制

(1) 消防の相互応援協定

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため（消防組織法第39条第1項）、消防の相互応援に関して協定を締結するなどして、大規模災害や特殊災害などに適切に対応できるようにしている。

平成26年4月1日現在、消防相互応援協定の締結数は、同一都道府県内の市町村間では1,602、異なる都道府県域に含まれる市町村間では603であり、全国の合計は2,205である。

現在、すべての都道府県において、各都道府県下の全市町村及び消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）が締結されている。

さらに、地方公共団体間だけでなく、高速道路（名神高速道路消防応援協定ほか）、港湾（東京湾消防相互応援協定ほか）及び空港（大阪国際空港消防相互応援協定ほか）との相互応援協定を締結する動きも活発になっている。

(2) 消防広域応援体制の整備

大規模災害や特殊災害などに対応するためには、市町村又は都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要がある。

このため、消防庁では、2に述べる緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、大規模・特殊災害や林野火災等において、空中消火や救助活動、救急活動、情報収集、緊急輸送など消防防災活動全般にわたりヘリコプターの活用が極めて有効であることから、効率的な運用を実施するため「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、消防組織法第44条の規定に基づく応援要請の手続の明確化等を図り、消防機関及び都道府県の保有する消防防災ヘリコプターによる広域応援の積極的な活用を推進している（第2-8-1表）。

平成26年2月には、西日本から北日本の広い範

囲で雪が降り、特に関東甲信地方では大雪となった。山梨県甲府市をはじめ同県内の複数の市町村では孤立地域における救助・救急等の案件が多数あり、消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官の求めにより、横浜市消防航空隊、長野県消防防災航空隊及び静岡県消防防災航空隊が出動し、8日間にわたり救助、救急、情報収集、物資輸送等の活動を実施した。

また、本年は乾燥気象が続き大規模な林野火災が連続し、同年3月から6月にかけて発生した林野火災19件（昨年と同時期：15件）に対し、広域航空消防応援を実施した。中でも、同年4月に群馬県桐生市において発生した林野火災は、栃木県足利市へも延焼拡大し焼損面積は260ヘクタールという大規模なものとなり、群馬県防災航空隊並びに消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官の求めにより、埼玉県防災航空隊、栃木県防災航空隊、山梨県消防防災航空隊、茨城県防災航空隊、福島県消防防災航空隊及び新潟県消防防災航空隊が出動し、自衛隊ヘリ及び県警ヘリと連携し、4日間にわたって空中消火活動を実施した。これらの林野火災を受けて、消防庁では「林野火災に対する空中消火の積極的な活用について」（平成26年5月16日付け消防特第90号、消防広第117号）を各消防本部に通知し、都道府県管轄内の消防防災ヘリコプターだけでは対応できない場合には、より迅速に他の都道府県の消防防災ヘリコプターの応援要請を求めるとともに、自衛隊ヘリコプターの派遣要請についても時機を逸することなく要請を行うなど、ヘリコプターを大量投入して、被害拡大防止体制をより早期に確立する要請スキームを明確化した。

今後とも、消防防災ヘリコプターの広域的かつ効果的な活用を行うため、各都道府県災害対策本部への航空運用調整班の設置並びに迅速な情報収集活動を行うためのヘリサットシステム、ヘリコプターテレビ電送システム、消防防災ヘリコプターの位置情報の把握及び効率的な運用調整を行うためのヘリコプター動態管理システムの整備を推進し、全国的な

第2-8-1表

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空応援の出動実績
(過去20年間)

(平成26年11月1日現在)

年 (平成)	出動実績	出動種別							
		林野火災	林野火災 以外の火災	風水害	爆発災害	地震災害	火山災害	航空機事故	その他の災害
7	11	10				1			
8	20	18		1	1				
9	30	29				1			
10	17	12		1		1			3
11	18	15	1	2					
12	23	21				1	1		
13	32	31						1	
14	38	38							
15	24	18	2	1		2			1
16	27	21		5		1			
17	20	18				1			1
18	8	6	2						
19	13	12		1					
20	10	10							
21	21	18		2					1
22	16	12		2				1	1
23	28	23		5					
24	7	5		2					
25	20	17		2		1			
26	36	19							17
計	419	353	5	24	1	9	1	2	24

広域航空消防応援体制の更なる充実強化を図る必要がある。

2. 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア 緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年6月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、いったん我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステムである。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する

消防庁登録部隊が376隊(交替要員を含めると約4,000人規模)、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊(同約1万3,000人規模)、合計で1,267隊(同約1万7,000人規模)であった。平成13年1月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、8部隊、1,785隊(同約2万6,000人規模)となった。

イ 平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする

る消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年に成立し、翌平成16年から施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊に係る基本計画の策定及び国の財政措置となっている。

(イ) 法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、NBC災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。この指示権の創設は、まさに国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入責任を国が負うこととするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し、創設後初めて行使した。

(ウ) 緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(以下「基本計画」という。)を策定することとされた。この基本計画は、平成16年2月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。

平成26年4月現在では、744消防本部、4,694隊を登録している。

(エ) 緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防

援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法第10条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と法律上明記されるとともに、対象施設及び補助率(2分の1)については政令で規定されている(第2-8-2表)。

(オ) 緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の部隊編成上必要な装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面からいって非効率的なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

ウ 平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている(第2-8-1図)。

第2-8-2表 平成15年消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化

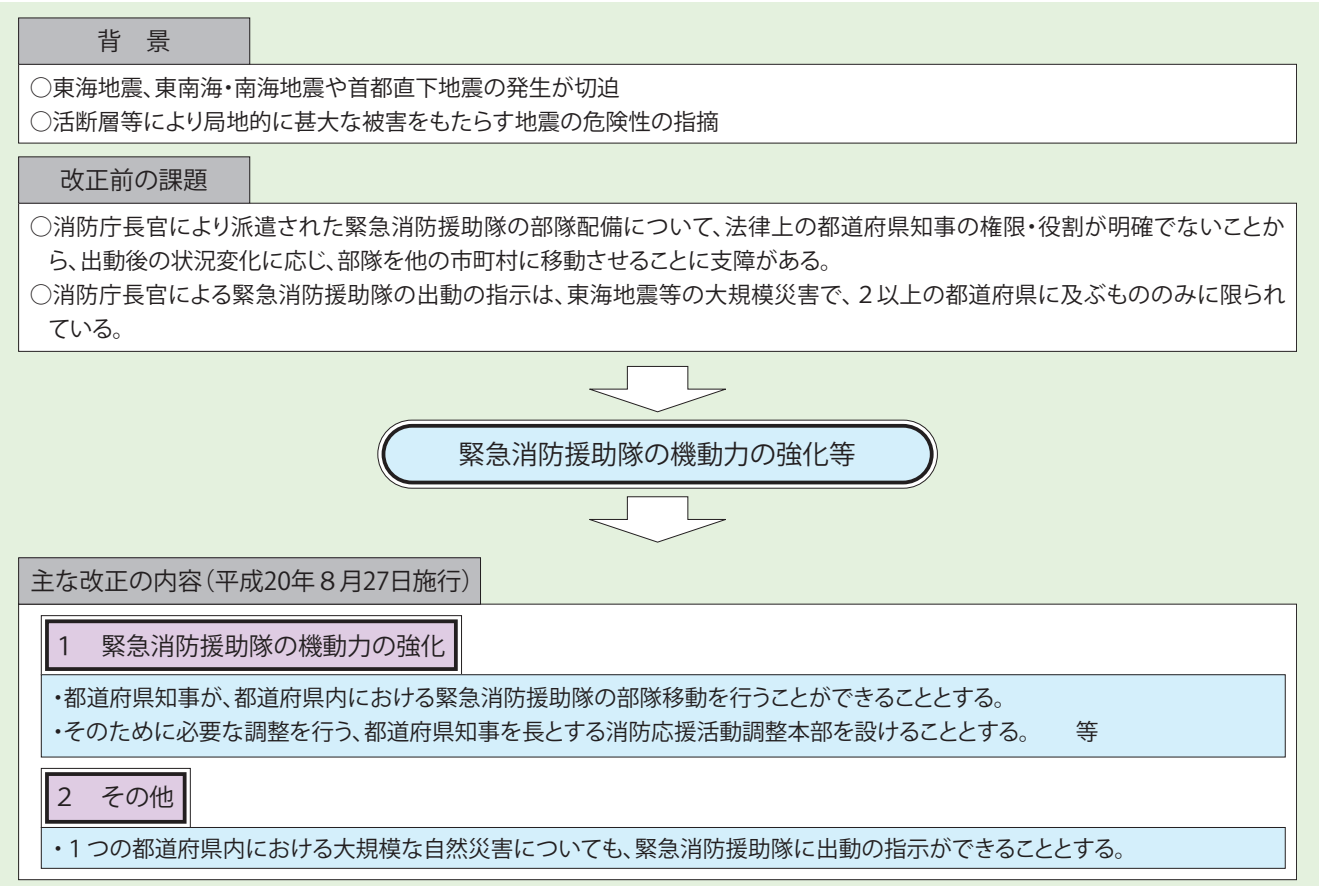
		改正前	改正後
緊急消防援助隊の位置付け		緊急消防援助隊要綱	消防組織法
編成、装備の基準、基本的な出動計画		緊急消防援助隊要綱	総務大臣の策定する基本計画
消防庁長官の関与		措置の求め	①措置の求め ②指示 (東海地震等大規模災害、NBC災害)
財政措置等	活動経費	特別交付税等	国庫負担金 (指示による活動の場合、活動による増加経費・新規の経費については、国が負担)
	施設及び設備	奨励的補助金(補助率原則1/3)	義務的補助金(補助率1/2)
	国有財産、物品の使用	有償貸付等	無償での使用許可

(イ) 都道府県知事の出動指示権の創設

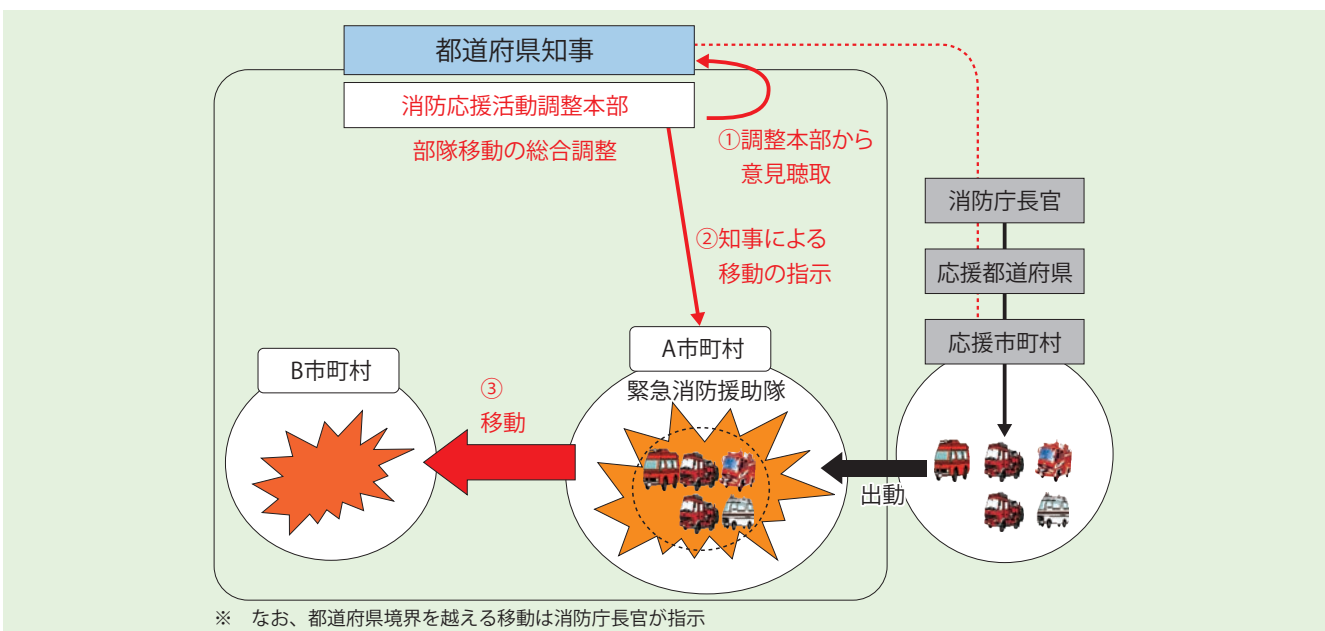
都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急

消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。なお、都道府県境界を越える場合は、

第2-8-1図 平成20年消防組織法改正の概要



第2-8-2図 都道府県知事の出動指示権



2以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた（第2-8-2図）。

（ウ） 消防応援活動調整本部の設置

（イ）の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた（第2-8-3図）。

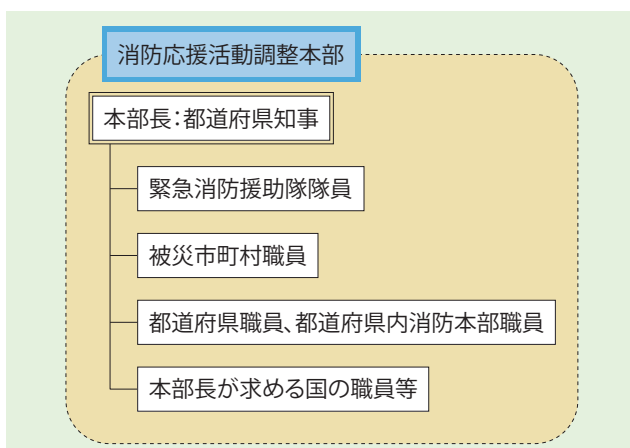
（エ） 消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されている。従来は2以上の都道府県に及ぶ大規模災害のみとされていたものが、1つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされた。

（2） 緊急消防援助隊の編成及び出動計画

緊急消防援助隊の編成及び出動計画等については、総務大臣が定める基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである。

第2-8-3図 消防応援活動調整本部の組織



ア 緊急消防援助隊の編成

緊急消防援助隊は、指揮支援部隊、都道府県大隊及び特定の目的で編成され活動する統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）により編成され、被災地の市町村長の指揮の下で活動する。

指揮支援部隊は、東京消防庁及び20の政令指定都市の消防本部により編成され、被災市町村にヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう、当該市町村長の指揮活動を支援する。

都道府県大隊は、都道府県内の消防本部において登録されている各隊のうち、被災地への応援に必要な隊をもって構成される。

統合機動部隊は、迅速に先遣出動し、緊急度の高い消防活動及び後続隊の活動のための情報収集を行う部隊であり、エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート・化学プラント等の特殊災害対応に特化した部隊である。なお、緊急消防援助隊を構成する各小隊の任務は第2-8-4図のとおりである。

イ 出動計画

（ア） 基本的な出動計画

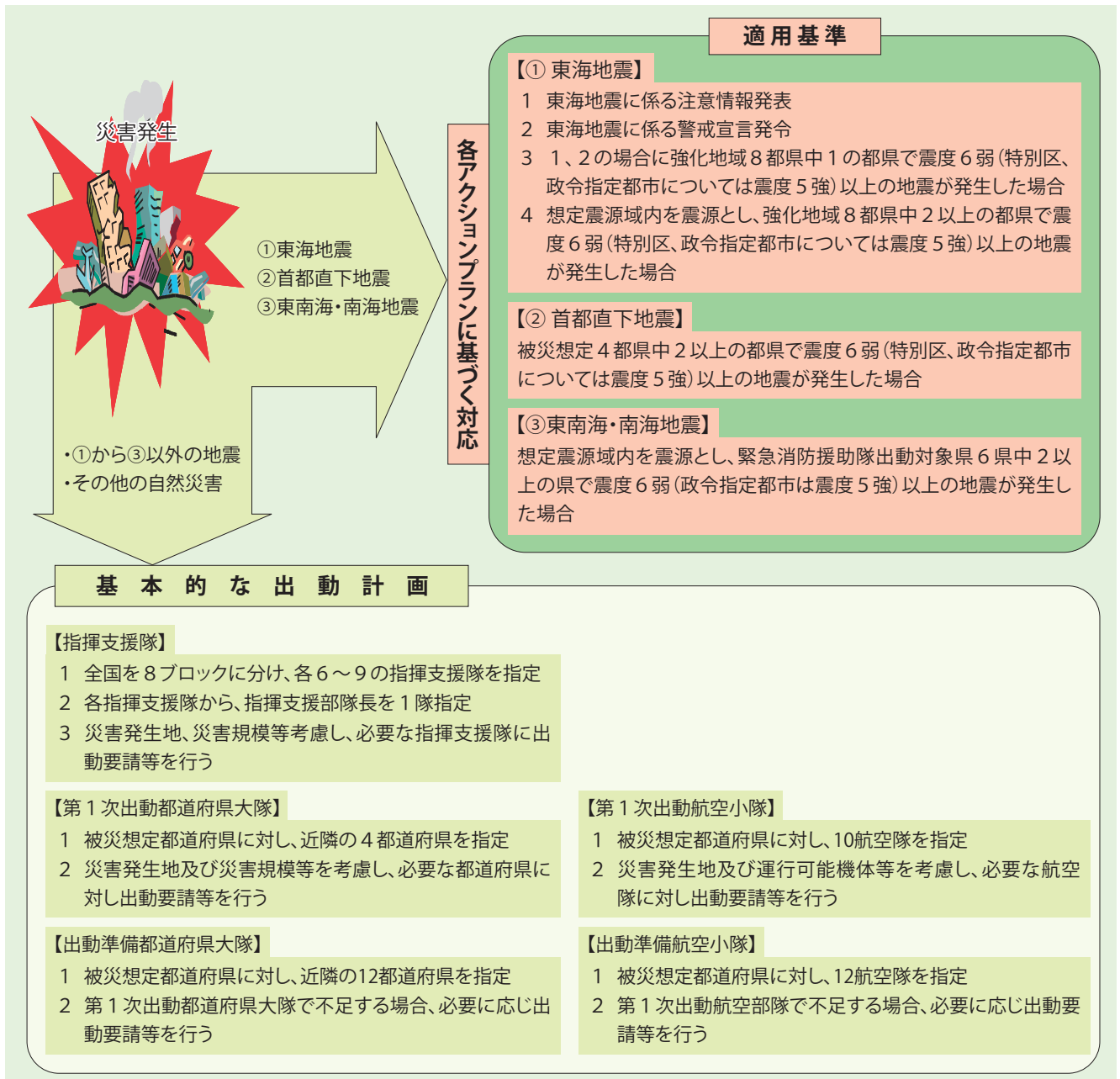
大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において迅速かつ的確な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

具体的には、災害発生都道府県ごとに、その隣接都道府県を中心に応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として指定している。

（イ） 大規模地震における迅速出動

大規模地震時には、通信インフラ等の障害発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどを踏まえ、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動して、消火・救助・救急活動等により人命救助を効果的に行うことができるようにする必要がある。

第2-8-5図 緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン



府県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合性を図りつつ受援計画を策定する必要がある。

(3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備

ア 登録隊数

緊急消防援助隊は、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

平成7年(1995年)9月に1,267隊で発足した緊急消防援助隊は、その後、災害時における活動の重要性がますます認識され、登録数が増加し、平成26年4月1日現在では全国744消防本部(全国の

消防本部の約98%)等から4,694隊を登録している(第2-8-3表、第2-8-6図)。

なお、平成26年3月には、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、基本計画を改正し目標登録隊数を現行のおおむね4,500隊規模から平成30年度末にはおおむね6,000隊規模へと大幅に増隊することとした(第2-8-7図)。

イ 装備等

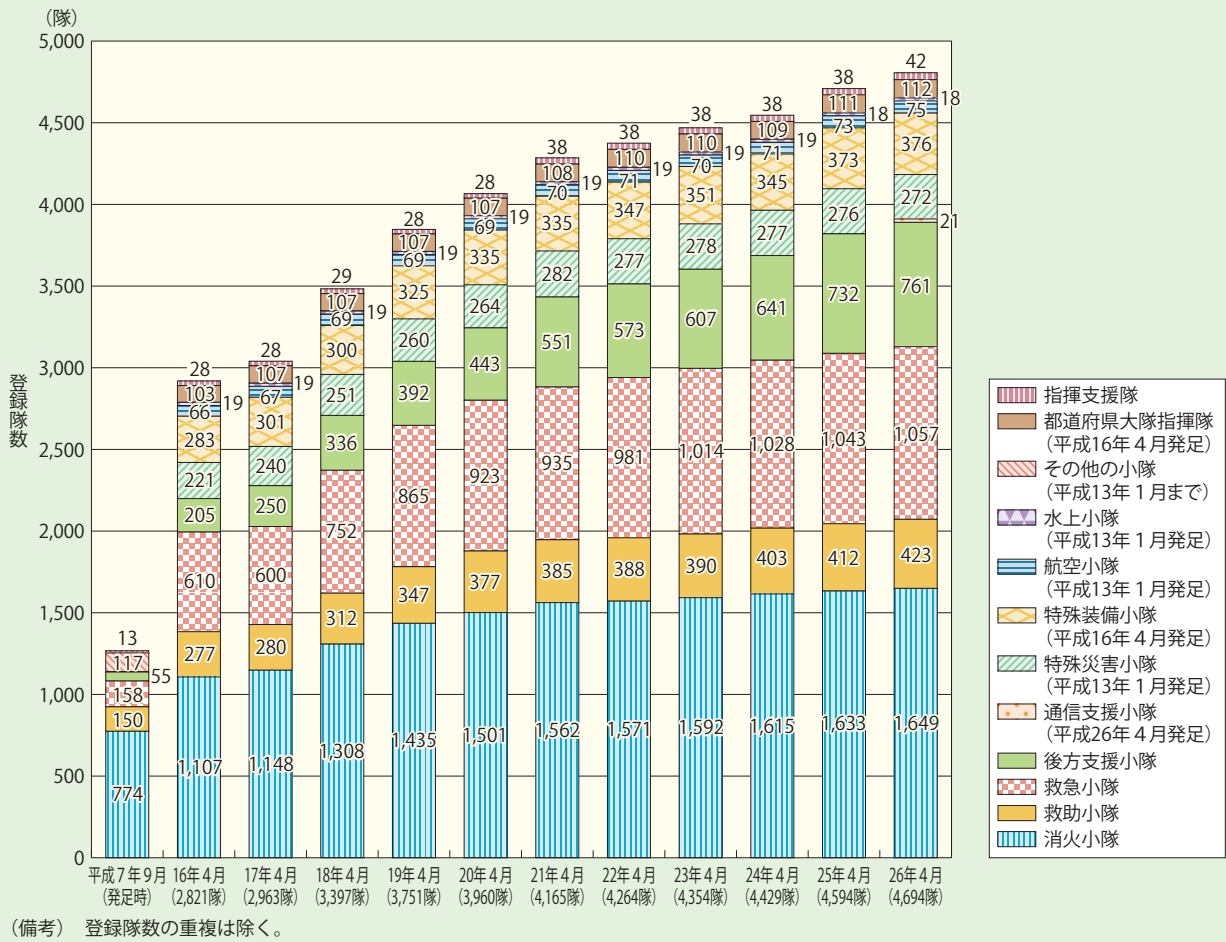
緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成

第2-8-3表 平成26年度緊急消防援助隊登録状況

(平成26年4月1日現在)

都道府県名	指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊					航空小隊	水上小隊	合計	重複を除く合計
								毒劇物災害	大規模危険物火災	密閉空間火災	遠距離送水	二輪車	震災対応	水難救助隊	その他特殊車両				
北海道	2	6	105	22	67	38	1	9	6	1	2		1	4	8	3		275	265
青森		3	30	6	19	17		1	9					1	2	1		89	88
岩手		2	26	6	18	16		2						1	2	1		74	72
宮城	2	3	37	8	18	20	1	3	3	1	2		1	1	5	3		108	106
秋田		2	29	6	15	11		1	5						2	1		72	71
山形		2	22	5	12	11		1							2	1		56	56
福島		2	33	7	27	19	1	2	3						3	1		98	96
茨城		3	46	13	30	22		6	3				2	1	15	1	1	143	138
栃木		2	30	8	19	19		5							4	1		88	83
群馬		3	29	6	19	12	1	4					1		3	1		79	77
埼玉	2	4	77	22	43	30		8					3		14	3		206	202
千葉	2	2	75	19	40	46	1	8	6	1			1		15	2	2	220	215
東京	2	2	118	12	49	36		2	6	2	2	4	3	2	18	7	4	269	269
神奈川	6	3	67	21	44	29	2	10	7	2	4		5	6	15	4	2	227	224
新潟	2	3	45	14	28	21		1	3		2				3	1		123	123
富山		2	22	6	16	14		2		1				1	5	1		70	69
石川		2	21	5	14	12	1	3	3			1			6	1		69	66
福井		2	21	5	11	10		2	3						2	1		57	56
山梨		2	14	5	12	10		2							2	1		48	46
長野		2	38	12	29	17	1	3				2			10	1		115	113
岐阜		2	35	10	26	12		2							3	2		92	90
静岡	4	2	43	11	26	18		2	3		2	2	3	1	6	3		126	126
愛知	2	2	73	26	45	42	1	13	3	3			2	1	17	3	1	234	223
三重		2	31	6	20	12		1	3						5	1		81	80
滋賀		2	17	5	12	10	1	3							4	1		55	52
京都	2	2	31	7	17	15	1	3		1	1		2	2	8	2		94	91
大阪	4	3	84	18	42	27	2	7	9	1	3		1	2	21	2	2	228	223
兵庫	2	3	59	19	47	26	2	7	4		6		1		6	3	1	186	182
奈良		2	15	4	14	8		2							4	1		50	48
和歌山		2	23	7	13	11	1	4							2	1		64	60
鳥取		2	14	2	7	7		2						1	2	1		38	36
島根		2	17	4	11	8		1					1		4	1		49	48
岡山	2	3	28	10	22	12	1	3	3				1		5	2		92	90
広島	2	2	44	10	28	19	1	3	3		2	2		1	10	2	2	131	130
山口		2	23	7	15	11		2						2	3	1		66	65
徳島		3	13	4	10	6		1	3						1	1		42	41
香川		2	17	4	9	7		2							2	1		44	43
愛媛		2	20	7	16	11		2	3		2		1		3	1	1	69	67
高知		2	14	4	12	6	1	2							2	2		45	44
福岡	4	4	37	10	30	17	1	8	1	1				3	11	3	2	132	129
佐賀		2	13	3	9	8		1							4			40	39
長崎		2	21	5	17	9		2	3						2	1		62	61
熊本	2	2	22	10	22	11		4				2		1	5	1		82	80
大分		2	16	6	11	11		1						1	1	1		50	50
宮崎		2	13	4	12	10		2							2	1		46	44
鹿児島		2	23	8	23	11		3	3				1		3	1		78	75
沖縄		2	18	4	11	6		2					1					44	42
計	42	112	1,649	423	1,057	761	21	160	98	14	28	13	31	32	272	75	18	4,806	4,694

第2-8-6図 緊急消防援助隊登録部隊の推移



15年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。平成18年からは緊急消防援助隊施設整備費補助金により国庫補助措置を講じ、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファイバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

また、消防組織法第50条の規定による無償使用制度を活用し、ヘリコプター、ヘリサットシステム、津波・大規模風水害対策車両及び拠点機能形成車両等、緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部を全国の消防本部等に配備している（第2-8-4表）。

さらに、平成23年度に創設された緊急防災・減災事業債（100%充当、交付税率70%）において、平成25年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図る車両の装備等」及び「緊急消防援助隊の広域活動拠点施設」にも対象事業が拡大された。なお、この緊急防災・減災事業債は平成28年度まで継続

されることとなっている。

平成26年度には「消防防災施設整備費補助金」の補助対象として、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設から構成される救助活動等拠点施設が加えられ、救助隊が自立的に救助活動を行える拠点施設の整備を促進している。

さらに、消防庁では、緊急消防援助隊の効率的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

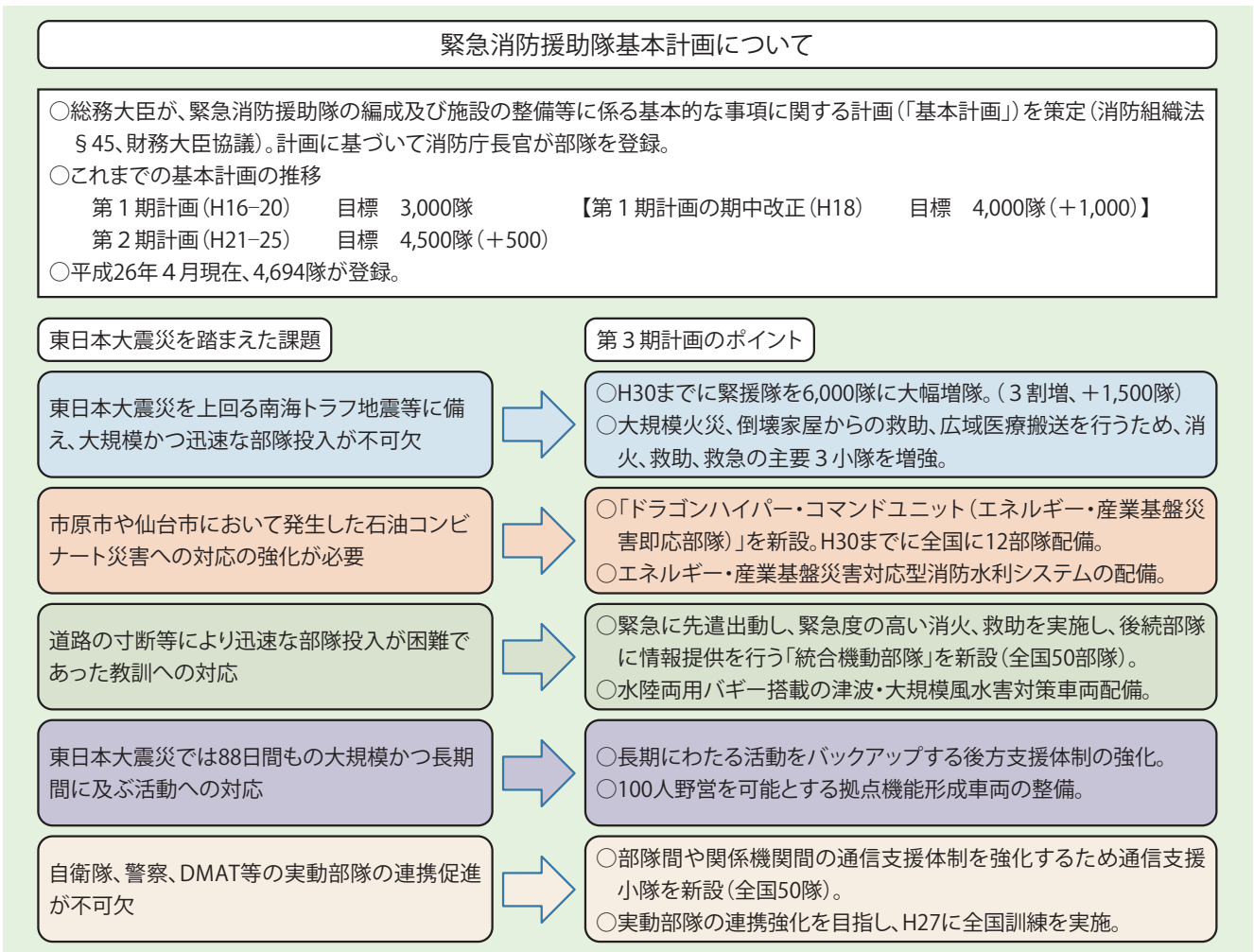
（4）緊急消防援助隊の活動

ア 平成7年から平成26年11月までの出動状況

平成7年（1995年）に創設された緊急消防援助隊は、平成8年（1996年）12月に新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害への出動を皮切りに、平成16年4月の改正消防組織法施行までの間、合計10回出動した。

以降、平成16年新潟県中越地震、平成17年JR西日本福知山線列車事故、平成20年岩手・宮城内陸地震、平成23年東日本大震災等の大規模災害に出

第2-8-7図 「緊急消防援助隊基本計画」の改正について（H26-H30の第3期計画）



動し多くの人命救助を行うなど、平成26年11月までの間に合計17回出動した（第2-8-5表）。

イ 最近の活動状況

（ア）平成20年中の活動

6月14日午前8時43分頃、岩手県内陸南部を震源とする平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震（マグニチュード7.2、最大震度6強）が発生し、岩手、宮城両県の内陸部・山間部に家屋倒壊、土砂災害等により甚大な被害をもたらした。同日午前9時23分、岩手県知事からの要請を受け、消防庁長官が、1都1道10県に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。その後、同日午前11時38分、宮城県知事からの要請を受け、5県に対して出動を求めるとともに、岩手県へ出動途上の3県隊の応援先を宮城県栗原市に変更した。また、岩手県へ出場途上の新潟県航空部隊が宮城県栗原市及び岩手県一関市で孤立者の救出活動をしたことから、14日に救助活動及び情報収集活

動等を行ったのは、岩手県内で1都1道7県、宮城県内で9県に及んだ。

また、15日には、既に岩手県内で情報収集活動等をしていた1都2県の部隊に対して、宮城県栗原市への部隊移動を求めた。緊急消防援助隊発足後、初めて2県に及ぶ活動を行い、最終的に岩手県内で1都1道7県の部隊、宮城県内で1都11県の部隊が活動した。岩手・宮城両県で活動した部隊を含め、1都1道15県から6日間で、211隊1,025人が出動し、救助活動、情報収集活動等を行った。

7月24日午前0時26分、岩手県沿岸北部を震源とする地震（マグニチュード6.8、最大震度6弱）が発生した。当初の震度情報が、最大震度6強であったことから、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、地震発生と同時に指揮支援部隊長及び航空部隊に出動を要請した。その後、岩手県知事から応援要請を受け、最終的に1都7県の部隊に対して出動

第2-8-4表 消防組織法第50条の無償使用制度による主な配備車両等

配備年度 (平成)	配備車両等	配備数
17	ヘリコプター	1機
18	大型ブローアークラウド搭載車	5台
	ウォーターカッター装置搭載車	5台
19	大型除染システム搭載車	5台
20	特別高度工作車	5台
	燃料補給車	6台
21	ヘリコプター動態管理システム	8式
	特殊災害対応自動車	10台
	特別高度工作車	9台
	大型除染システム搭載車	8台
	燃料補給車	2台
	海水利用型消防水利システム	2式
22	ヘリコプター動態管理システム	2式
	赤外線カメラ	1機
	支援車Ⅰ型	47台
	海水利用型消防水利システム	3式
23	ヘリコプター	2機
24	人員輸送車	47台
	資機材搬送車	46台
	全地形対応車両	1組
	無線中継車	21台
	大規模震災用高度救助車	3組
	重機及び重機搬送車	19組
	都道府県指揮隊車	45台
	燃料補給車	30台
	支援車Ⅰ型	17台
	海水利用型消防水利システム	1式
	特殊災害対応自動車	1台
	特殊災害工作車	2台
	大型除染システム搭載車	4台
	ヘリコプター動態管理システム	11式
ヘリサットシステム	1式	
25	拠点機能形成車両	6台
	津波・大規模風水害対策車両	15台
	機動連絡車	33台
	ヘリコプター	2機
	ヘリコプター動態管理システム	4式
	ヘリサットシステム	4式
26	ヘリサット用カメラ	3式
	拠点機能形成車両※	4台
	津波・大規模風水害対策車両※	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム※	2式
	ヘリコプター動態管理システム※	4式

(備考) ※については、平成26年度中に配備予定

を求めた。同日午後2時30分の応援要請解除までに、99隊379人が出動し、情報収集活動等を行った。

(イ) 平成21年中の活動

8月11日午前5時7分、駿河湾を震源とする地震（マグニチュード6.5、最大震度6弱）が発生した。静岡県知事の要請に基づき、指揮支援部

隊及び航空部隊に出動を求め、1都2県から6隊29人が出動し、情報収集活動及び指揮支援活動を行った。

(ウ) 平成23年中の活動

3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0、最大震度7）が発生した。地震発生直後から、法制化以降初めてとなる消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示により緊急消防援助隊が出動し、余震等への対応も含め、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県、長野県及び静岡県等の8県において応援活動を実施した。活動が長期に及んだ岩手県、宮城県及び福島県においては、発災直後の降雪といった天候不良、山積するがれきが行く手を阻む厳しい環境下において、大きな余震や津波への警戒を続けながら地元消防や関係機関との連携のもと消防活動に従事した。福島第一原子力発電所における事故対応、発災9日後の奇跡的な倒壊家屋からの人命救出など、日本の消防活動史に残る懸命の応援活動も見られたところであり、地元消防本部等と協力したものを含め救助者数は5,064人に上った。最終的には、前述の主たる被災3県を除く全国44都道府県から緊急消防援助隊が出動し、6月6日までの88日間で、総派遣人員3万684人、総派遣部隊数8,854隊に上った。

(エ) 平成25年中の活動

10月16日、台風26号の記録的大雨（24時間824ミリ）により、伊豆大島（東京都大島町）で大規模な土石流が発生した。

発災後、東京都知事の要請を受け消防組織法に基づき、消防庁長官から1都4県の緊急消防援助隊に出動を求めた。緊急消防援助隊は、活動終了の10月31日までの16日間で117隊、518人が出動し、現地において、地元の大島町消防本部、大島町消防団、都内応援の東京消防庁と一体となって、多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を展開した。

今回の派遣は、離島における大規模災害に緊急消防援助隊が出動した初めての事例であり、部隊や車両の輸送に大きな困難があったが、自衛隊と連携し、輸送機（C-1及びC-130H）による緊急輸送（隊員57人、車両13台）を行い、救助活動を実施した。

第2-8-5表 緊急消防援助隊の出動実績

(平成26年11月1日現在)

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
8	12.6～12 (7日間)	蒲原沢土石流災害	東京都、愛知県 (1都1県)	72隊382人	長野・新潟の県境付近で発生した土石流災害において、東京消防庁及び名古屋市消防局の救助部隊による高度救助用資機材を用いた検索・救助活動を行った。
10	9.4 (1日間)	岩手県内陸北部を震源とする地震	宮城県、東京都 (1都1県)	2隊7人	岩手県内陸北部で発生した最大震度6弱の地震に際し、仙台市消防局及び東京消防庁の指揮支援部隊による情報収集活動を行った。
12	3.29～ 5.10 (40日間)	有珠山噴火災害	宮城県、東京都、神奈川県 (1都2県)	14隊65人	北海道有珠山の噴火災害に対して、札幌市消防局及び仙台市消防局から指揮支援部隊、東京消防庁、横浜市消防局及び川崎市消防局から救助部隊、消火部隊が出動し、地元消防本部の応援活動を行った。
	10.6 (1日間)	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	兵庫県、広島県 (2県)	4隊15人	鳥取県西部で発生した最大震度6強の地震に際し、広島市消防局及び神戸市消防局の指揮支援部隊がヘリコプターによる情報収集活動を行った。
13	3.24～26 (3日間)	平成13年(2001年)芸予地震	大阪府、兵庫県、岡山県、 福岡県、鳥取県 (1府4県)	9隊37人	安芸灘を震源とする最大震度6弱の地震の発生に際し、大阪市消防局、神戸市消防局及び福岡市消防局の指揮支援部隊が出動するとともに、鳥取県、岡山市消防局及び北九州市消防局が情報収集活動を行った。
15	7.26～28 (3日間)	宮城県北部を震源とする地震	北海道、茨城県 (1道1県)	3隊16人	宮城県北部を震源とする地震(最大震度6弱、6強、6弱が1日連続して発生)に際し、札幌市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び茨城県の航空部隊が情報収集活動を行った。
	8.22～25 (4日間)	三重県ごみ固形燃料発電所火災	愛知県 (1県)	23隊56人	三重県多度町にあるごみ固形燃料発電所火災に際し、名古屋市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。
	9.8～9 (2日間)	栃木県黒磯市ブリヂストン栃木工場火災	東京都 (1都)	30隊135人	栃木県黒磯市タイヤ工場火災に際し、東京消防庁の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。
	9.26 (1日間)	平成15年(2003年)十勝沖地震	青森県、宮城県、秋田県、 福島県、茨城県、東京都、 神奈川県、京都府、大阪府、 兵庫県 (1都2府7県)	381隊1,417人	北海道十勝沖を震源とする地震で(最大震度6弱が2回発生)に際し、札幌市消防局及び仙台市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び青森県の航空部隊が情報収集活動を実施。 また、この地震により損傷した出光興産株式会社北海道製油所のオイルタンクから発生した火災の消火活動及び鎮火後の火災警戒活動のため、札幌市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し応援活動を実施。さらに、消火に必要な泡消火剤確保のため全国的な広域応援を実施し、自衛隊航空機による輸送支援及び在日米軍からの泡消火剤の提供を受けた。
16	9.28～ 10.21 (24日間)	出光興産北海道製油所ナフサ貯蔵タンク火災			
	7.13～15 (3日間)	平成16年7月新潟・福島豪雨	宮城県、山形県、栃木県、 群馬県、埼玉県、東京都、 神奈川県、富山県、石川県、 山梨県、長野県、岐阜県 (1都11県)	指揮隊 17隊 救助隊 76隊 消火隊 4隊 救急隊 10隊 後方支援隊 55隊 航空隊 9隊 171隊693人	大規模な堤防決壊により浸水した地域及び道路寸断等により孤立した山間部等で救助活動を実施。3日間の活動で救命ボート(66隻)及びヘリコプター(9機)により、三条市1,652人、見附市106人、中之島町(現長岡市)97人の計1,855人を救助した。(うち、ヘリコプターによる救助92人)
	7.18～19 (2日間)	平成16年7月福井豪雨	神奈川県、富山県、石川県、 長野県、愛知県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、鳥取県、島根県 (2府10県)	指揮隊 16隊 救助隊 69隊 消火隊 19隊 救急隊 19隊 後方支援隊 27隊 航空隊 9隊 159隊679人	河川の決壊により住宅等に孤立した住民を救助。救命ボート(80隻)及びヘリコプター(9機)を活用して、福井市266人、鯖江市45人及び美山町77人の計388人を救助した。(うち、ヘリコプターによる救助187名)
	10.21～22 (2日間)	平成16年台風第23号兵庫県豊岡市水害	大阪府、岡山県、滋賀県、 愛知県 (1府3県)	指揮隊 5隊 救助隊 44隊 救急隊 3隊 後方支援隊 16隊 航空隊 2隊 70隊284人	台風第23号の集中豪雨により、河川堤防が決壊、豊岡市において住宅等に孤立した住民の救助活動を実施。住民127名を救命ボート(42隻)等により救助するとともに、2,000世帯を超える浸水家屋の戸別調査を行った。

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
16	10.23～ 11.1 (10日間)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震	宮城県、山形県、福島県、 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、富山県、石川県、 山梨県、長野県、愛知県 (1都14県)	指揮隊 23隊 救助隊 83隊 消火隊 99隊 救急隊 80隊 後方支援隊 148隊 航空部隊 39隊 その他 8隊 480隊2,121人	新潟県中越地方を中心に最大震度7の地震が発生。最初の地震発生後も短時間に最大震度6強の地震が頻発し、新潟県の内陸部・山間部に家屋倒壊、土砂災害等に被害をもたらした。緊急消防援助隊は、主に小千谷市、長岡市及び山古志村(現長岡市)において孤立住民等の安否確認、救助・救出、救急搬送を行うとともに、10月25日に全村避難指示が出された山古志村からのヘリコプターによる救助活動を、自衛隊、警察及び海上保安庁と連携して行った。さらに27日には、長岡市妙見塚の土砂災害による車両転落現場において、長岡市、新潟県内応援隊及び東京消防庁ハイパーレスキュー隊等により2歳男児とその母親を地震発生以来4日ぶりに救助(母親は病院搬送後死亡確認)するなど、10日間で453人を救助した。
17	3.20 (1日)	福岡県西方沖を震源とする地震	大阪府、熊本県 (1府1県)	指揮隊 1隊 航空隊 2隊 3隊12人	福岡県西方沖を震源とする最大震度6弱の地震が発生。大阪府及び熊本県から指揮支援部隊、航空部隊が出動し情報収集活動を行った。
	4.25～28 (4日間)	平成17年JR西日本福知山線列車事故	大阪府、京都府、岡山県 (2府1県)	指揮隊 8隊 救助隊 19隊 消火隊 3隊 救急隊 20隊 後方支援隊 20隊 航空隊 4隊 74隊270人	兵庫県尼崎市において、JR西日本の7両編成の快速列車が脱線、沿線のマンションに衝突し1階の駐車場に食い込む事故が発生。狭隘な空間の上、駐車場の自動車からのガソリン漏れがあり、エンジンカッター等の火花が発生する救助資機材が使用できないことから救助活動に時間を要した。緊急消防援助隊は、尼崎市消防本部及び兵庫県内応援隊と協力し4日間にわたり救助、救急活動を実施し240人を救助(うち緊急消防援助隊の救助人員42人)した。
19	1.30 (1日)	奈良県吉野郡上北山村土砂崩れによる車両埋没事故	京都府、大阪府、和歌山県、 三重県 (2府2県)	指揮隊 1隊 救助隊 1隊 航空隊 5隊 7隊30人	奈良県吉野郡上北山村の国道169号沿いの崖の崩落により走行中の乗用車が埋没し3人が生き埋めになる事故が発生。情報収集活動を実施するとともに、救助活動及びヘリコプターによる救急搬送を行った。
	3.25～26 (2日間)	平成19年(2007年) 能登半島地震	東京都、京都府、大阪府、 兵庫県、富山県、福井県、 滋賀県 (1都2府4県)	指揮支援隊 4隊 指揮隊 4隊 救助隊 13隊 消火隊 25隊 救急隊 21隊 後方支援隊 13隊 航空隊 5隊 その他 2隊 87隊349人	能登半島で最大震度6強の地震が発生、平成16年新潟県中越地震以来の大規模な出動となり、2日間にわたり倒壊建物等における検索活動、情報収集活動を行った。
	4.15 (1日)	三重県中部を震源とする地震	愛知県 (1県)	指揮隊 1隊 航空隊 2隊 3隊12人	三重県中部で最大震度5強の地震の発生に際し、航空部隊等が出動し情報収集活動を行った。
	7.16～23 (8日間)	平成19年(2007年) 新潟県中越沖地震	宮城県、福島県、栃木県、 埼玉県、東京都、神奈川県、 富山県、石川県、山梨県、 京都府 (1都1府8県)	指揮隊 2隊 後方支援隊 4隊 航空隊 9隊 15隊110人	新潟県中越沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、家屋倒壊、土砂災害等により甚大な被害をもたらした。1都1府8県から緊急消防援助隊が出動して情報収集、救急及び人員搬送等の活動を行った。
20	岩手県 6.14～17 (4日間) 宮城県 6.14～19 (6日間)	平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震	北海道、青森県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県、 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、富山県、 石川県、山梨県 (1都1道15県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 9隊 救助隊 27隊 消火隊 48隊 救急隊 33隊 後方支援隊 71隊 航空隊 16隊 211隊1,025人	岩手県内陸南部で最大震度6強の地震が発生し、岩手、宮城両県の内陸部・山間部で家屋倒壊、土砂災害等の甚大な被害をもたらした。当初岩手県知事から要請を受けて岩手県の被災地へ出動していた部隊を、宮城県知事からも要請を受けたことから、3県隊(山形県、千葉県、埼玉県)の応援先を変更した。さらに、15日には、岩手県内で活動していた1都2県隊(東京都、秋田県、福島県)について宮城県栗原市への部隊移動を行った。緊急消防援助隊は、発足後、初めて2つの県に及ぶ活動となり、6日間にわたり救助活動、情報収集活動等を行った。

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
20	7.24 (1日)	岩手県沿岸北部を震源とする地震	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都 (1都7県)	指揮支援隊 3隊 指揮隊 7隊 救助隊 7隊 消火隊 33隊 救急隊 10隊 後方支援隊 33隊 航空隊 5隊 その他 1隊 99隊379人	岩手県北部で最大震度6弱の地震が発生。当初の発表が最大震度6強であったことから「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、地震発生と同時に指揮支援部隊長(仙台市消防局)及び航空部隊(茨城県、栃木県)に出動要請。その後、岩手県知事からの要請を受け1都7県から出動し、情報収集活動等を行った。
21	8.11 (1日)	駿河湾を震源とする地震	東京都、山梨県、愛知県 (1都2県)	指揮支援隊 3隊 航空隊 3隊 6隊29人	平成21年8月11日午前5時7分、駿河湾を震源とするマグニチュード6.5、最大震度6弱の地震が発生した。静岡県知事の要請に基づき、指揮支援部隊(東京消防庁、名古屋消防局)及び航空部隊(山梨県及び愛知県)に出動を求め、1都2県(東京都、山梨県、愛知県)から6隊29名が出動し、情報収集活動及び指揮支援活動を行った。
23	3.11~ 6.6 (88日間)	東日本大震災	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (1都1道2府40県)	指揮支援隊 159隊 指揮隊 414隊 救助隊 854隊 消火隊 1,853隊 救急隊 1,734隊 後方支援隊 3,441隊 航空隊 244隊 その他 155隊 8,854隊30,684人	平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7の地震が発生、大きな揺れに加えて津波による被害、原子力発電所事故及び石油コンビナート火災等、広範囲にわたり大きな被害が発生した。緊急消防援助隊法制化後初めてとなる、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示等により、全国44都道府県から緊急消防援助隊が出動し、消火・救助・救急活動を88日間にわたり行った。
25	10.16~31 (16日間)	平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県 (1都4県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 4隊 救助隊 65隊 救急隊 2隊 後方支援隊 21隊 特殊装備隊 9隊 航空隊 9隊 117隊518人	台風第26号の記録的大雨(24時間824ミリ)により、伊豆大島(東京都大島町)で大規模な土石流が発生した。東京都知事の要請に基づき1都4県から緊急消防援助隊が出動して多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を行った。今回の派遣は、離島における大規模災害に緊急消防援助隊が出動した初めての事例であり、部隊や車両の輸送に大きな困難があったが、自衛隊と連携し、航空機による緊急輸送(隊員57名、車両13台)を行った。
26	8.20~ 9.5 (17日間)	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県 (1府6県)	指揮支援隊 15隊 指揮隊 28隊 消火小隊 6隊 救助小隊 102隊 後方支援小隊 212隊 特殊装備小隊 32隊 航空小隊 4隊 399隊1,296人	平成26年8月20日未明、広島市安佐北区、安佐南区において、複数箇所で大規模な土砂災害が発生した。広島県知事の要請に基づき、1府6県から緊急消防援助隊が出動した。津波・大規模風水害対策車や重機等の特殊車両を活用し、高度救助隊等による救助活動や道路啓開活動を17日間にわたり行った。
	9.27~ 10.17 (21日間)	御嶽山噴火災害	東京都、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県 (1都5県)	指揮支援隊 19隊 指揮隊 47隊 消火小隊 24隊 救助小隊 221隊 後方支援小隊 215隊 特殊装備小隊 19隊 航空小隊 2隊 547隊2,171人	平成26年9月27日午前11時52分頃、御嶽山で噴火が発生した。長野県知事の要請に基づき、火山ガス検知等の資機材を保有する1都5県の高度救助隊及び山岳救助隊が出動した。登山道が急峻な上、粘性質となった火山灰等は足場が悪く、火山性ガスが発生した場合には緊急退避を余儀なくされる等、標高3,000メートルの厳しい活動環境のもとで21日間にわたり救助活動を行った。

(備考) 出動隊数及び人員は、消防庁の集計による。

(オ) 平成26年中の活動

7月30日から8月26日かけ全国各地で大雨が発生した（「平成26年8月豪雨」）。8月19日から翌20日明け方にかけては、広島県広島市を中心に猛烈な雨となり、20日未明、広島県広島市安佐北区、安佐南区において166箇所以上で土砂災害が発生した。

発災後、広島県知事からの要請に基づき、消防庁長官から1府3県に対して緊急消防援助隊の出動を求め、さらに、21日には救助体制を強化するため、新たに3県に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。緊急消防援助隊は、活動終了の9月5日までの17日間で1府6県から399隊1,296人が出動し、地元の広島市消防局及び市内消防団をはじめ、県内応援消防本部、県内消防団、警察、自衛隊及び国土交通省（TEC-FORCE）等と一体となって、消防応援活動を展開した。また、津波・大規模風水害対策車両、重機及び無線中継車等の特殊車両が多数出動し、それぞれ、泥ねい地における救助活動、道路啓開及びがれき撤去、迅速な情報収集等を行った。

9月27日午前11時52分頃、御嶽山で噴火が発生した。

発災後、長野県知事からの要請に基づき、消防庁長官から1都3県に対して緊急消防援助隊の出動を求め、さらに、10月14日には捜索活動の体制強化を図るため、新たに2県に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。緊急消防援助隊は、活動終了の10月17日までの21日間で1都5県から547隊2,171人が出動し、登山道が急峻な上、粘土質となった火山灰等は足場が悪く、さらに火山性ガスが発生した場合には緊急退避を余儀なくされる等、標高3,000メートルの厳しい活動環境のもとで地元の木曾広域消防本部及び消防団をはじめ、県内応援消防本部、警察及び自衛隊等と一体となって、消防応援活動を展開した。

(5) 緊急消防援助隊の訓練**ア 第1回～第3回全国合同訓練**

大規模災害時における緊急消防援助隊の指揮・連携能力の向上を図るためには、平時からの緊急消防援助隊としての教育訓練が重要となる。

緊急消防援助隊が発足した平成7年（1995年）には、東京都江東区豊洲において、天皇陛下の行幸

を賜り、98消防本部、約1,500人の隊員による全国合同訓練が初めて行われた。その後は5年ごとに開催され、平成12年（2000年）には第2回目を東京都江東区有明において、平成17年には第3回目を静岡県静岡市において実施した。

第3回全国合同訓練は、緊急消防援助隊法制化以降初の全国訓練として、基本計画に基づき「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の検証を兼ねて実施し、参集及び活動体制について総合的な検証を行った。

イ 第4回全国合同訓練

東南海・南海地震を想定し、初めてとなる全国規模の図上訓練を全国から指揮支援隊長、都道府県隊長、航空隊長等が愛知県、和歌山県及び徳島県の各県庁に集結して、平成22年1月に実施するとともに、同年6月には愛知県知多市において全国から陸上部隊、航空部隊が集結して部隊運用訓練を実施した。これらの訓練を通じて「東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づく参集及び活動体制等について総合的な検証を行った。また、より実践的な技術及び指揮・連携能力の向上を図ることを目的として、事前に訓練想定を明らかにしないブラインド型の訓練や夜間訓練を全国訓練では初めて実施した。

ウ 第5回全国合同訓練

平成27年秋、第5回全国合同訓練を千葉県で開催する予定である。

首都直下地震及び南海トラフ地震を想定し、全国からの迅速かつ大規模な参集及び部隊輸送の複数化・多重化並びに新設部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット等）の実践的な運用、警察、自衛隊等の関係機関との連携に重点を置くこととしている。

エ 地域ブロック合同訓練

隊員の技術向上と部隊間の連携強化を目的に、平成8年度（1996年度）から毎年全国を6つのブロックに区分してブロックごとに合同訓練が行われており、平成15年の法制化以降は、基本計画において、地域ブロック合同訓練を定期的実施することが明記された。

消防庁としては、訓練実施経費の一部を国費として負担するとともに、ブロックごとに設置される実

行委員会と協力し、各消防本部等の参加を得て訓練を実施しており、消防大学校における教育訓練と併せて、引き続き緊急消防援助隊のより実践的な教育訓練の充実を図ることとしている（第2-8-6表）。

また、実際の運用を想定した図上訓練、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を活用した情報収集・伝達訓練、ブラインド型部隊運用訓練、自衛隊等の関係機関との連携訓練を行うなど、より実践的な訓練を実施していく。

（6）今後の取組

東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されている、南海トラフ地震及び首都直下地震等に備え、長期にわたる活動力への対応及び大規模かつ迅速な部隊投入のための整備が不可欠であり、緊急消防援助隊の役割は一層重要性を増している。緊急消防援助隊創設以来、最大規模かつ最も長期に及んだ東日本大震災における部隊展開の経験等を貴重な教訓とし、引き続き以下の取組を積極的に進め、ハード・ソフトの両面において緊急消防援助隊の活動能力の向上を図る。

第2-8-6表 緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況

1 全国訓練

第1回全国合同訓練	(平成7年度)	開催日：H7.11/28.29	開催地：東京都	参加本部数等：98本部 135隊 1,500名	
第2回全国合同訓練	(平成12年度)	開催日：H12.10/23.24	開催地：東京都	参加本部数等：148本部 206隊 1,922名	
第3回全国合同訓練	(平成17年度)	開催日：H17.6/10.11	開催地：静岡県	参加本部数等：206本部 386隊 1,953名	
第4回全国合同訓練	図上訓練	(平成21年度)	開催日：H22.1/28.29	開催地：愛知県・和歌山県・徳島県	参加本部数等：81本部 370名
	部隊運用訓練	(平成22年度)	開催日：H22.6/4.5	開催地：愛知県	参加本部数等：223本部 411隊 2,138名

2 地域ブロック合同訓練（過去10年間）

ブロック等	年度										
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
北海道東北 (1道・7県)	開催日	9/6.7	10/19.20	10/18.19	10/15.16	10/13.14	11/8.9	東日本 大震災 により 中止	10/7.8	10/11.12	10/22.23
	開催地	北海道 函館市	青森県 八戸市	岩手県 一関市	秋田県 大仙市	山形県 鶴岡市	福島県 郡山市		宮城県 利府町	北海道 苫小牧市	青森県 弘前市
	隊数等	台風第14号により 参集訓練のみ	145隊 550名	135隊 493名	182隊 650名	159隊 592名	170隊 709名		図上訓練 のみ 288名	208隊 758名	
関東 (1都・9県)	開催日	10/29.30	11/11.12	10/20.21	11/19.20	11/14.15	11/20.21	11/1.2	11/29.30	10/30.31	11/5.6
	開催地	茨城県 水戸市	栃木県 宇都宮市	群馬県 前橋市	神奈川県 横浜市	千葉県 千葉市	東京都 中央区	長野県 松本市	埼玉県 新座市	山梨県 富士吉田市	静岡県 浜松市 磐田市
	隊数等	193隊 688名	200隊 721名	194隊 696名	207隊 741名	262隊 926名	465隊 2,217名	246隊 909名	280隊 1,063名	台風26号により 中止	
中部 (7県)	開催日	9/4	10/25.26	10/13.14	12/5.6	11/6.7	10/15.16	10/14.15	11/9.10	10/18.19	11/15.16
	開催地	福井県 勝山市	愛知県 常滑市	石川県 かほく市	三重県 四日市市	富山県 射水市	岐阜県 可児市	静岡県 静岡市	福井県 坂井市	愛知県 碧南市	石川県 珠洲市
	隊数等	7隊 28名	82隊 331名	81隊 328名	106隊 378名	103隊 389名	102隊 389名	93隊 366名	126隊 477名	127隊 505名	
近畿 (2府・7県)	開催日	10/28.29	10/24.25	12/1.2	8/31.9/1	10/17.18	10/30.31	10/29.30	10/27.28	10/26.27	10/18.19
	開催地	和歌山県 和歌山市 田辺市	京都府 京都市	奈良県 大和郡山市	大阪府 岸和田市	福井県 坂井市	三重県 津市	徳島県 小松島市	兵庫県 神戸市 三木市	滋賀県 近江八幡市 東近江市	和歌山県 田辺市 白浜町 串本町
	隊数等	102隊 436名	176隊 642名	103隊 431名	205隊 825名	154隊 618名	台風第14号により 中止	142隊 592名	143隊 617名	145隊 573名	
中国・四国 (9県)	開催日	10/19.20	10/18.19	11/28.29	10/30.31	10/15.16	10/21.22	10/20.21	11/1.2	11/2.3	11/1.2
	開催地	香川県 高松市	岡山県 倉敷市	鳥取県 米子市	愛媛県 松山市	島根県 出雲市	高知県 高知市	広島県 福山市	山口県 山口市 防府市	徳島県 那賀町 海陽町 阿南市	岡山県 岡山市
	隊数等	85隊 341名	90隊 358名	101隊 404名	104隊 413名	107隊 417名	94隊 358名	125隊 597名	135隊 567名	134隊 493名	
九州 (8県)	開催日	11/22.23	10/20.21	10/12.13	11/21.22	10/9.10	10/8.9	11/4.5	11/17.18	11/27.28	11/22.23
	開催地	沖縄県 うるま市	福岡県 北九州市	大分県 中津市	長崎県 佐世保市	佐賀県 佐賀市	鹿児島県 薩摩川内市	宮崎県 宮崎市	熊本県 八代市	沖縄県 西原町	福岡県 久留米市
	隊数等	72隊 305名	129隊 508名	131隊 539名	134隊 547名	121隊 529名	116隊 437名	145隊 556名	192隊 747名	102隊 410名	

ア 消防庁のオペレーション能力向上

消防庁長官の指示権に象徴されるように、緊急消防援助隊を的確に運用することは、消防庁の重要な任務である。そのためには、大規模災害・特殊災害等発生時に、消防庁自体の初動対応がこれまで以上に重要であり、ICT（情報通信技術）を活用するなど迅速な情報収集等に努め、可能な限り災害の規模、被害状況等あらゆる情報を把握して緊急消防援助隊に的確にフィードバックすることが求められる。したがって、図上訓練等の実施により、日ごろから緊急消防援助隊の出動の要否、派遣地域、必要な部隊規模・種類の判断など、消防庁としてのオペレーション能力の向上を引き続き図っていく。

イ 部隊登録の計画的推進

平成30年度末の登録目標である6,000隊規模に向けて、隊種ごとの各都道府県の目標登録隊数を設定した。さらに、南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的な非常災害に対応するため、全国的な底上げが必要であることから、登録比率ガイドラインを設け、登録推進に取り組むこととしている。各消防本部、都道府県及び消防庁が一体となって進めるとともに、登録が部隊運用上地域的に偏りのないよう各機関で調整を図りつつ計画的に登録を推進していく。

また、緊急消防援助隊設備整備補助金及び消防組織法第50条の規定による無償使用制度等を活用しつつ、緊急消防援助隊登録部隊における車両・資機材の質の向上及び充実強化を引き続き進めていく。

ウ 訓練の推進

緊急消防援助隊が迅速かつ効果的に活動するためには、速やかに応援部隊を編成して被災地に出動し、各部隊が一元的な指揮体制の下に連携した活動を実施する必要がある。このため、消防庁では、5年に1度の全国訓練（平成27年に実施予定）や毎年実施されている地域ブロック合同訓練において、実践的な訓練を推進するとともに、各都道府県及び各消防機関においても、平時から各種防災訓練等の機会も活用し、様々な状況を想定した図上訓練、消防応援活動調整本部運営訓練、大規模な参集・集結訓練、他機関と連携した訓練を実施するなど、緊急消防援助隊の活動に即した各種の訓練を推進していく。

また、こうした各種訓練を通して、平成26年3月の基本計画改正に伴い新設された統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）及び通信支援小隊といった部隊等の運用についても充実を図ることとする。

エ 関係機関との連携強化

平成24年1月30日に出された「消防審議会の東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」において、関係機関は災害時において救助活動等一層の連携強化を図ることとされている。地域ブロック合同訓練においては、自衛隊、警察、海上保安庁及びDMAT等の関係機関と図上訓練、実動訓練、部隊輸送訓練等の連携訓練を実施して成果を上げている。

今後も、各種訓練等を通じて関係機関との連携強化を図っていく。